

宮城ブロック総合評価委員会 規則

(趣旨)

第1条 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)第2の4及び第2の7に基づき、宮城県内に存する東北地方整備局各事務所(管理所を含む。以下「事務所」という。)が発注する工事(分任官契約に係わるものに限る。

以下「所管工事」という。)の総合評価方式並びに建設コンサルタント業務等(分任官契約に係わるものに限る。以下「所管業務」という。)の総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案等の審査・評価を中立かつ公正に行うため、宮城ブロック総合評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、所管工事及び所管業務の発注に関する、次に掲げる事項について意見をのべるものとする。

(1) 所管工事及び所管業務に関する総合評価方式

- 一 総合評価方法、評価項目、加算点、技術提案の評価結果等に関する事項
- 二 その他必要な事項

(2) 所管業務に関するプロポーザル方式

- 一 評価の方法や特定に関する事項
- 二 その他必要な事項

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格及び識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから、仙台河川国道事務所長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

4 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長に事故等があった場合は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

6 委員は委員会より得た入札契約等に関する情報については、秘密の保持をしなければならない。

7 委員長が必要と認めた場合は新たな委員を推薦し、これを仙台河川国道事務所長が委嘱することができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が統括する。

2 委員長は、第2条に掲げる事務を行う時及び必要があると認めるときに委員会を開催する。ただし、緊急やむを得ない事情があつて委員会を開催することができない場合には、委員長は回議をもって委員会に替えることができる。

3 第2条に係る会議は、3名以上の委員で開催できる。

4 委員会における審議は、非公開とする。

(委員の除斥)

第5条 委員は、第2条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(その他)

第6条 宮城県内の地方公共団体が地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、学識経験者の意見を聴く場合、当委員会を活用することができる。

その場合の運用については別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、仙台河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規則は、平成18年2月24日から施行する。

本規則の改正は、平成20年2月22日から施行する。